

令和8年6月29日

東郷町・豊明市

水の官民連携（ウォーターPPP）導入
可能性調査に伴う民間市場調査説明会

説明の流れ

- 1 本説明会の主旨
- 2 東郷町下水道事業の概要と課題
- 3 豊明市下水道事業の概要と課題
- 4 水の官民連携（ウォーターPPP）について
- 5 検討している水の官民連携(ウォーターPPP)の事業内容
- 6 事業開始までのスケジュール（予定）
- 7 アンケート調査へのご協力をお願い

1. 本説明会の主旨

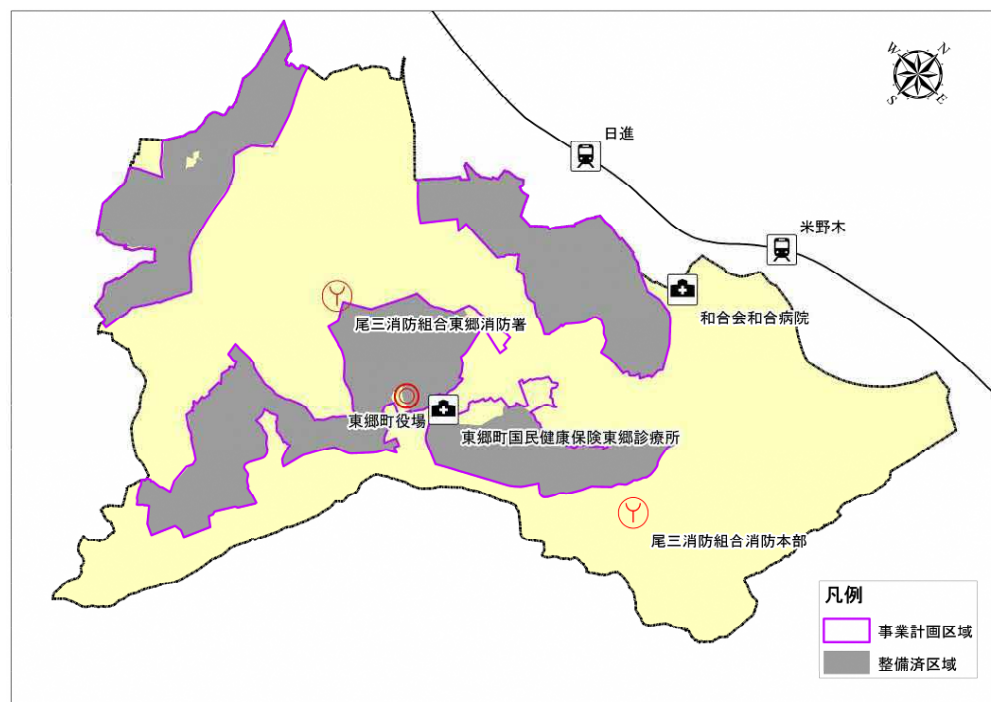
本説明会の主旨

- 東郷町・豊明市では、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入可能性について共同で検討を行っています。
 - 本説明会は、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入検討にあたり、民間事業者の皆様へ向けて、東郷町・豊明市における下水道事業の現況と課題、現時点での検討状況を提示するものです。
- ※ **本説明会の内容は、すべて現時点の内容です。
今後検討によって変更する可能性がありますのでご了承ください。**

2. 東郷町下水道事業の概要と課題

東郷町下水道事業の概要

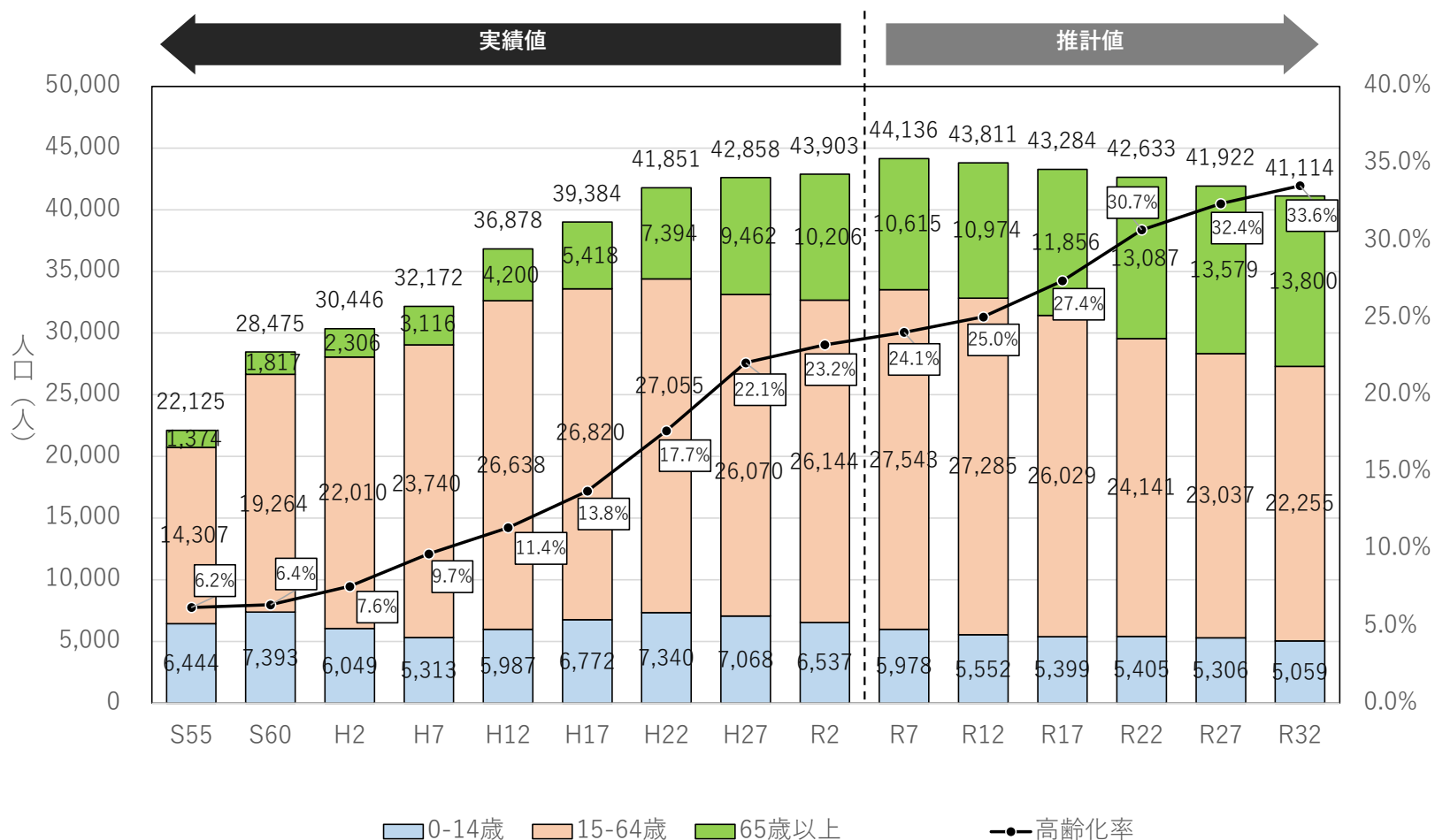
東郷町の公共下水道事業は、昭和45年度に基本計画を策定し、主に集中豪雨時の浸水被害の防止を目的とした雨水排水施設の整備が進められてきました。昭和59年度には境川流域関連公共下水道事業の基本計画を見直し、翌年度に都市計画決定、平成元年12月に77.4haの事業計画認可を取得し整備を開始しました。現在は、市街化区域の未整備区域の整備を進めるとともに、老朽施設の改築や予防保全対策による長寿命化、耐震化、浸水対策等を実施しています。



公共下水道事業	
供用開始	平成9年度
計画区域内人口※	36,627人
水洗化人口※	35,094人
水洗化率※	95.8%
事業計画面積※	562.0ha
整備済み面積※	544.5ha
管路延長※	約162km (汚水) 約 4km (雨水)
汚水中継ポンプ場	部田山汚水中継ポンプ場
マンホールポンプ※	3箇所 (汚水)

(※令和7年度末時点)

【東郷町の課題】人口減少と少子高齢化

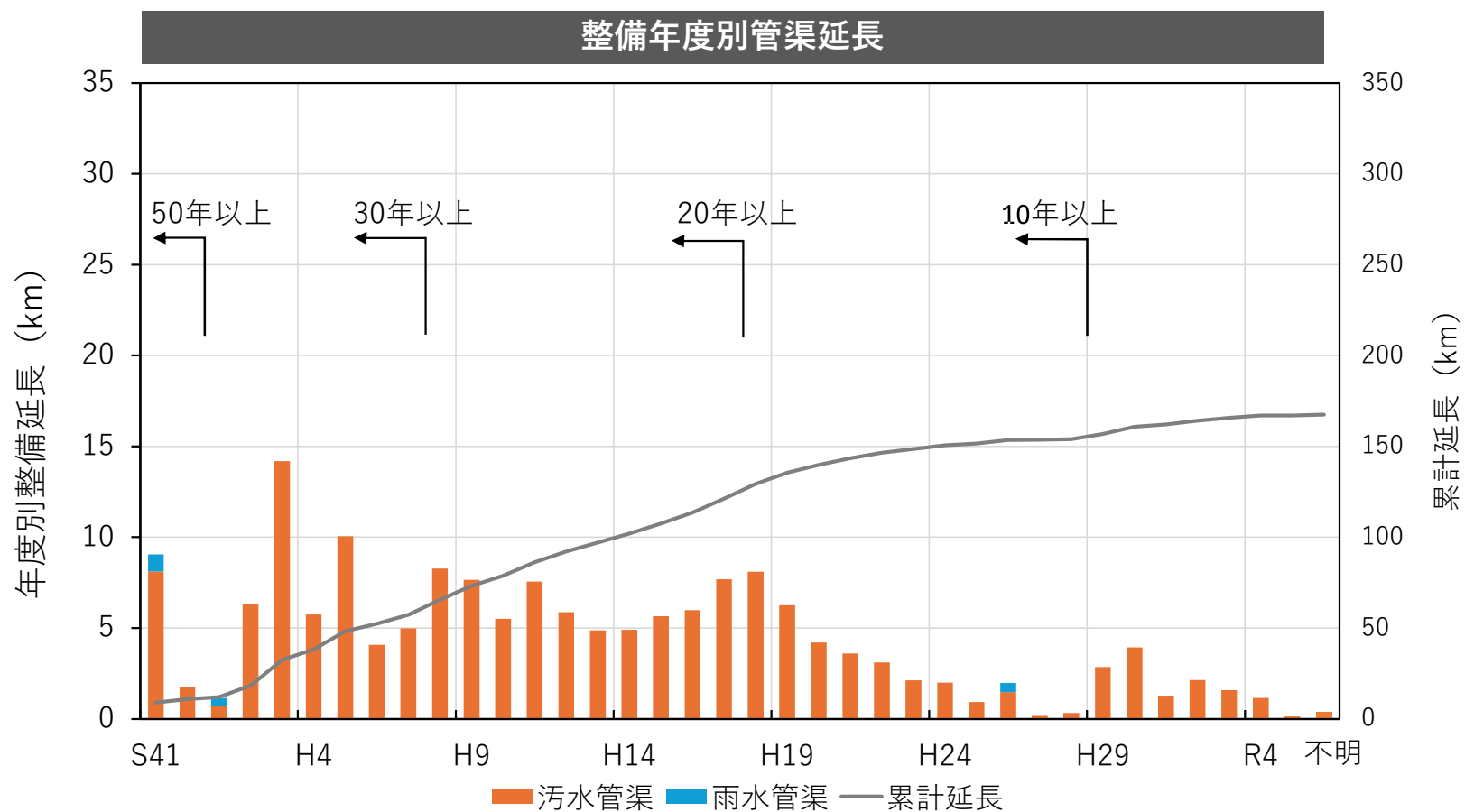


○ 令和2 (2020) 年度
 総人口 4.4万人
 高齢化率 23.2 %

○ 令和32 (2050) 年度
 総人口 4.1万人
 高齢化率 33.6 %

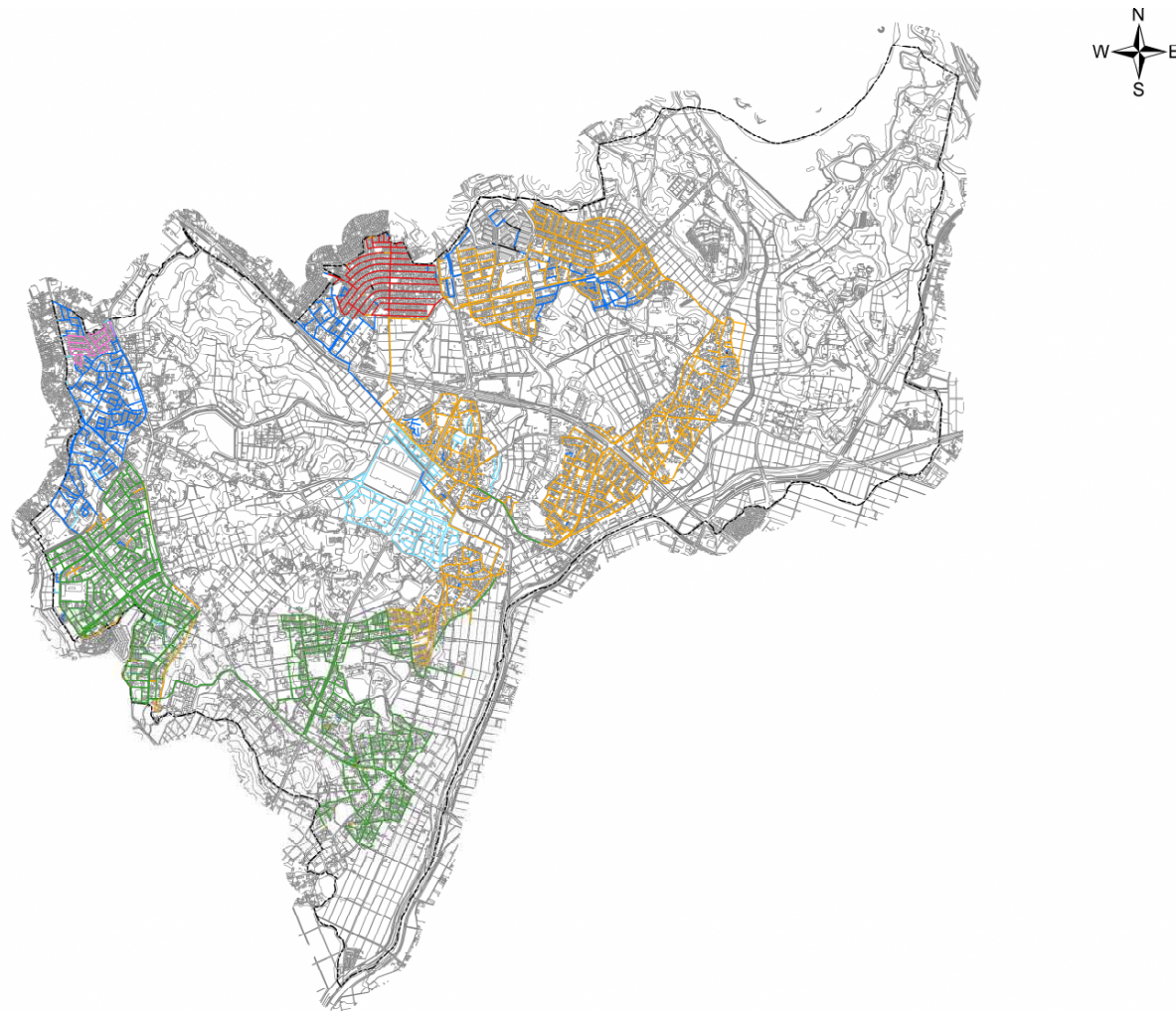
出典：令和7年度東郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証会議 資料2 国調県の人口動向

【東郷町の課題】 管路施設の老朽化



30年以上を経過する管渠（平成8年度以前に整備）約 66km 今後も毎年増加する見込み

【東郷町の課題】 管路施設の老朽化



管渠（経過年数区分）

- 10年未満
- 10年以上20年未満
- 20年以上30年未満
- 30年以上40年未満
- 50年以上60年未満
- 60年以上
- 不明

污水管きょ経過年数区分
(令和8年度基準)

東郷町下水道事業の課題のまとめ

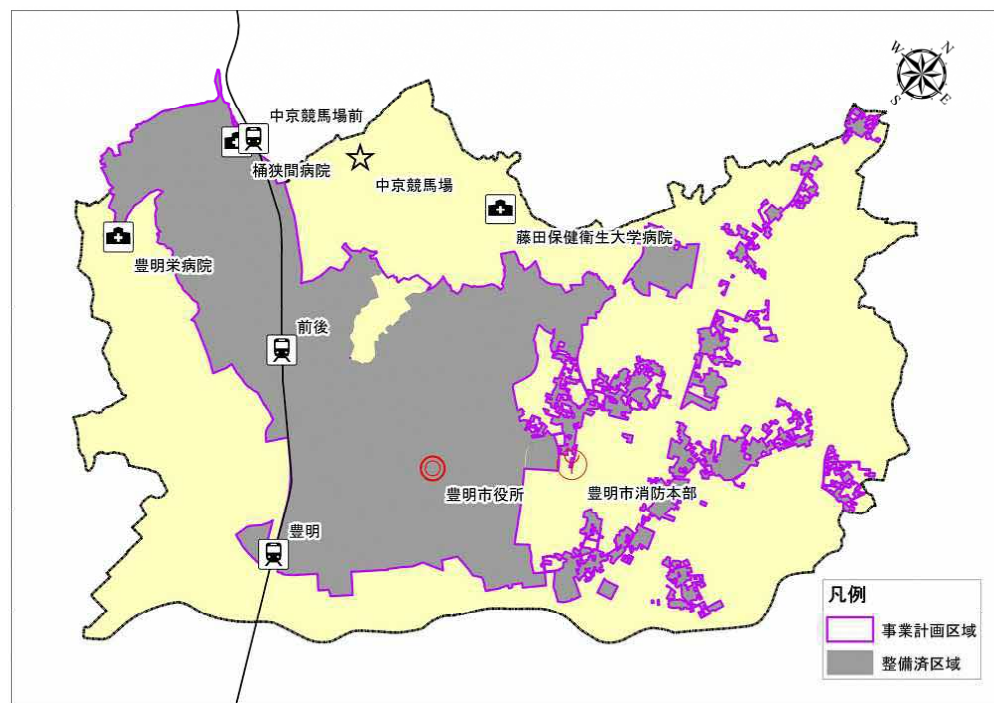
本町の下水道事業は、主に以下の課題を抱えており、官民連携事業による課題解決を検討しています。

		課題の内容
ヒト	共通	・ <u>人材不足と技術継承の遅れに加え、業務量増大や人員偏在により組織全体の対応力が低下している。</u> ・ <u>緊急対応体制が弱く、委託・施工体制でも人員不足や品質のばらつきがあり、安定した事業運営が難しい。</u>
モノ	管路	・ <u>不明水対策の遅れや老朽化により維持管理負担の増大、点検・施工・維持管理体制の不足から対応水準にばらつきが生じている。</u> ・ <u>排水設備管理が外部に依存しており、持続的な維持管理体制の確立が難しい。</u>
	汚水中継ポンプ場	・ 技術職員不足により、<u>日常管理から修繕・緊急対応まで対応力が不足している。</u> ・ 巡視不足による状態把握の遅れや更新の遅延、<u>発注・委託体制に課題がある。</u> ・ <u>災害対応や構造的課題への対策が不十分で、施設運用の安定性に懸念がある。</u>
	マンホールポンプ	・ 老朽化進行に対して<u>修繕・更新が遅れており、資器材調達が遅延している。</u> ・ 点検や引上げ作業の人員不足に加え、<u>緊急対応においても委託条件と現場実態の乖離が見られる。</u> ・ <u>維持管理の負担増大と安定運用の確保が課題となっている。</u>
カネ	共通	・ <u>一般会計繰入の依存が続く中、使用料収入の増加が見込めず、収益基盤が弱体化している。</u> ・ エネルギー費や人件費の高騰により、<u>維持管理費や委託費が増加している。</u> ・ 受益者負担金管理の複雑化や、<u>コスト重視の発注により民間参入が進みにくい。</u>
その他	共通	・ <u>紙運用の継続とデータ電子化の遅れにより、情報管理・活用が不十分で業務効率が悪い</u>

3. 豊明市下水道事業の概要と課題

豊明市下水道事業の概要

豊明市の公共下水道事業は、昭和46年度に単独事業として供用開始し、平成5年に流域下水道へ編入、平成16年には市街化区域の整備が概ね完了しています。市街化調整区域では、昭和49年度より農業集落排水事業として整備を進め、令和3年度に公共下水道事業へ編入のうえ同事業を廃止しました。現在は市街化区域の未整備区域の整備を進めるとともに、老朽施設の改築や予防保全型の維持管理、上下水道の強靱化に向けた耐震化、浸水対策等を実施しています。

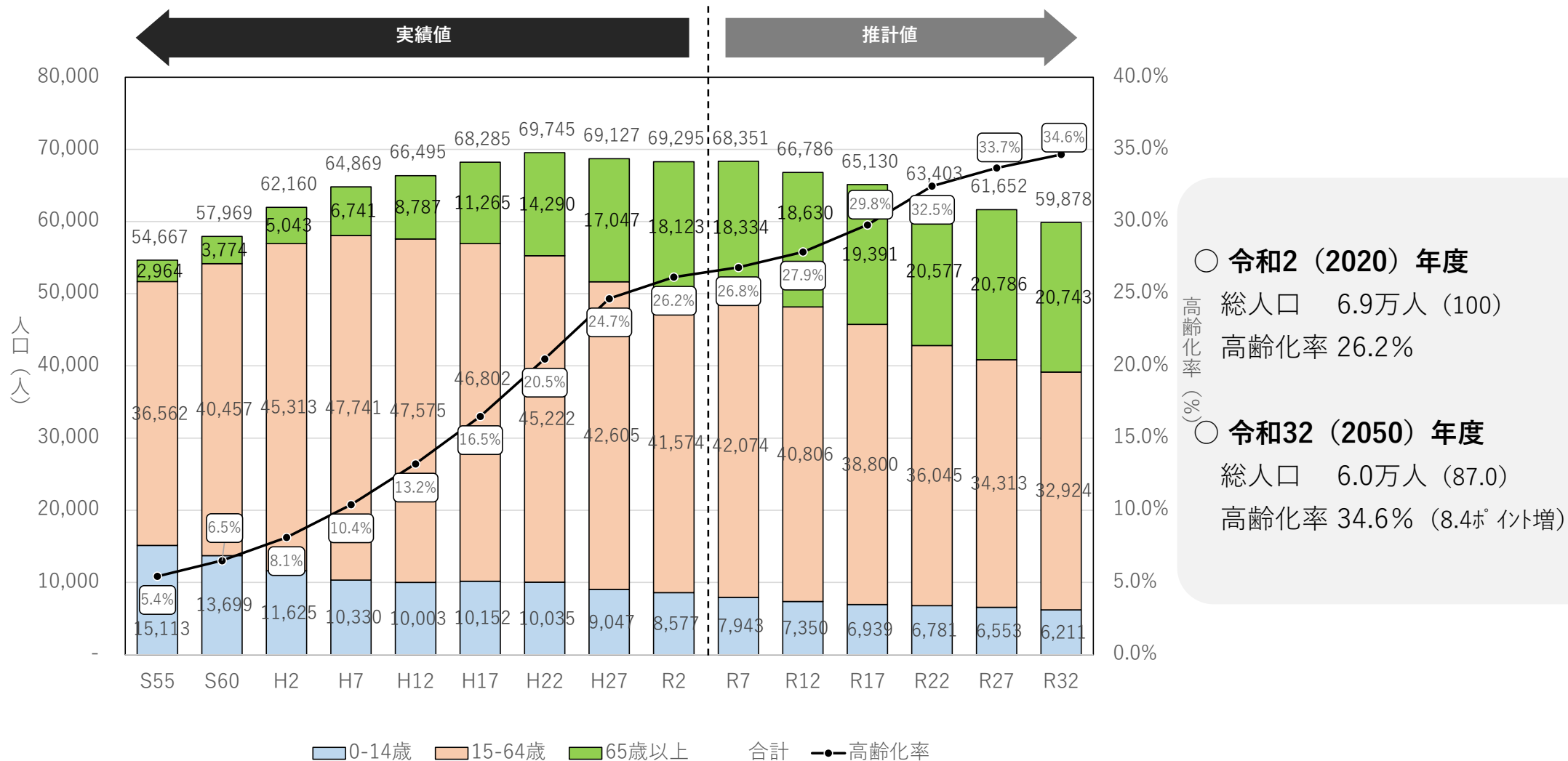


公共下水道事業

供用開始	昭和46年度
計画区域内人口※	56,122人
水洗化人口※	55,046人
水洗化率※	98.1%
事業計画面積※	868.3ha
整備済み面積※	847.8ha
管路延長※	約251km (汚水) 約 18km (雨水)
マンホールポンプ※	37箇所 (汚水)

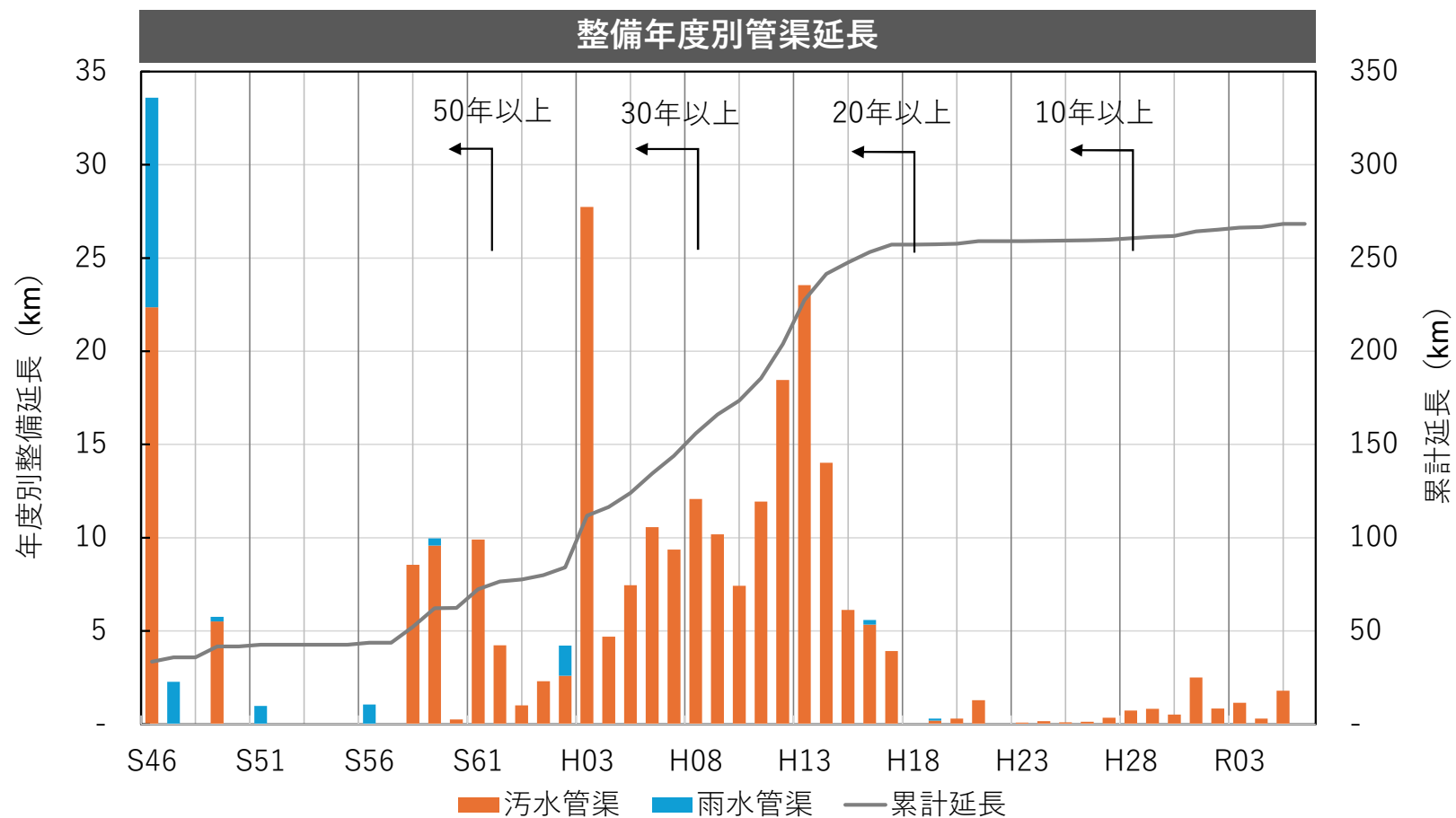
(※令和7年度末時点)

【豊明市の課題】人口減少と少子高齢化



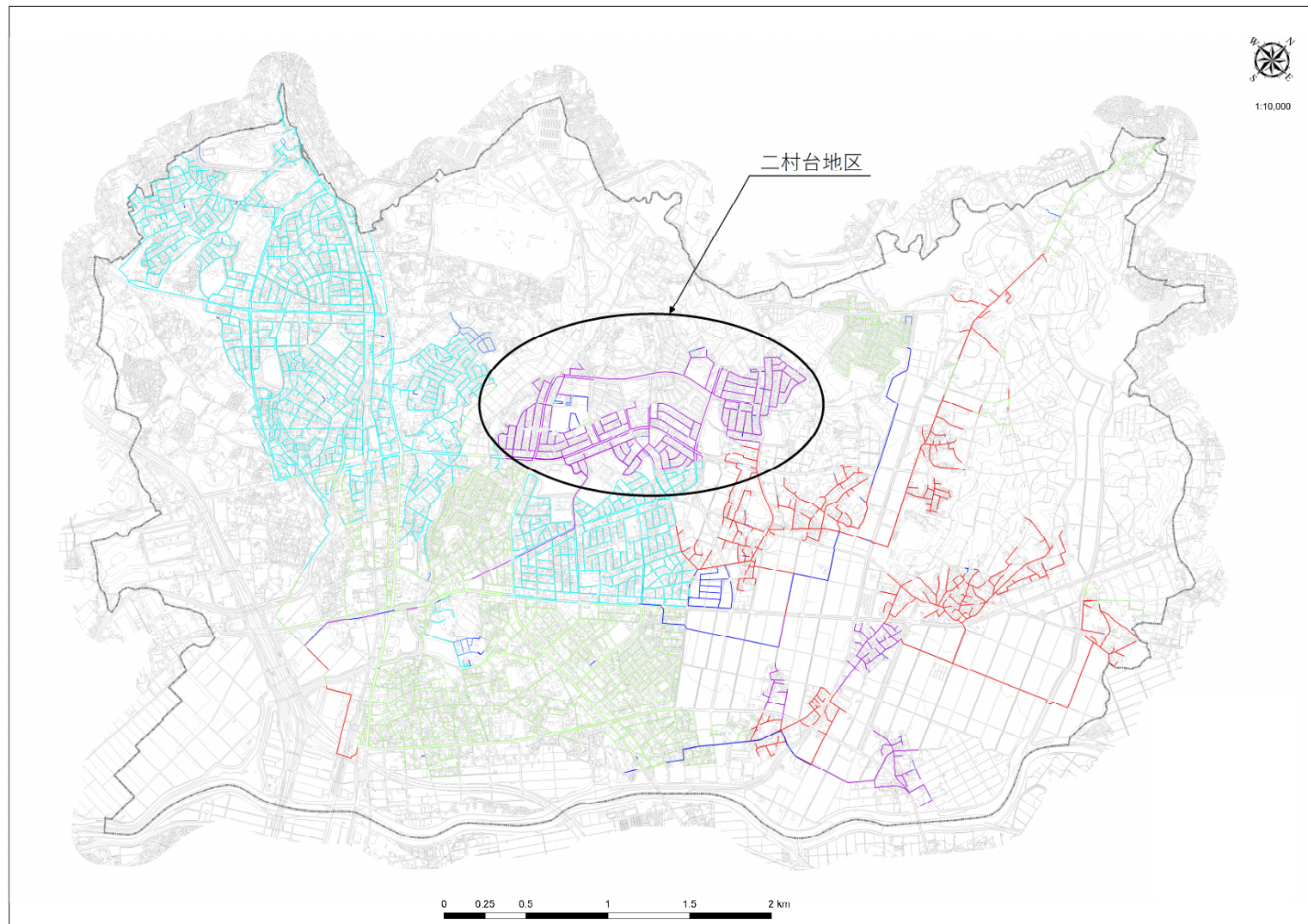
出典：第4次豊明市都市計画マスタープラン（令和7年1月）

【豊明市の課題】 管路施設の老朽化



30年以上を経過する管渠（平成8年度以前に整備）約125km 今後も毎年増加する見込み

【豊明市の課題】 管路施設の老朽化



凡例

- 10年未満
- 10年以上20年未満
- 20年以上30年未満
- 30年以上40年未満
- 40年以上50年未満
- 50年以上60年未満
- 不明

污水管きょ経過年数区分
(令和8年度基準)

豊明市下水道事業の課題のまとめ

本市の下水道事業は、主に以下の課題を抱えており、官民連携事業による課題解決を検討しています。

		課題の内容
ヒト	共通	・面整備を進めるとともに、ストックマネジメントによる点検・調査、修繕、更新設計、工事等の発注が増大する。下水道課職員が減少しており、技術系職員の増員も期待できないことから、<u>今後の事業量を現体制で対応することが困難である。</u> ・マニュアル等が整備されていないことや定期的な異動のため、<u>技術継承が十分でない。</u>
モノ	管路	・管路施設の多くが供用50年以上を経過し、<u>管破損や閉塞などの不具合が増加</u>するとともに、修繕・改築や緊急対応の増加により<u>維持管理および費用負担が増大</u>している ・現時点では住民からの苦情は少ないものの、今後は老朽化の進行に伴い増加する懸念がある。
	マンホールポンプ	・マンホールポンプは<u>施設数の多さと設備の老朽化により更新需要が増大</u>しているほか、<u>異物投入による機能不全や雨天時の警報多発等</u>により、<u>維持管理負担が増大</u>している
カネ	共通	・有収水量の減少が見込まれる中で、物価上昇などにより<u>費用負担が増大</u>する懸念がある。
その他	共通	・<u>大規模災害時の対応に不安がある。</u>

4. 水の官民連携（ウォーターPPP）について

水の官民連携（ウォーターPPP）とは

- 水の官民連携（ウォーターPPP）とは、水道・下水道・工業用水道の維持管理や改築、更新計画などの複数業務について、管理と更新を一体で発注する、官民連携方式です。
- 民間事業者の創意工夫を活かした事業運営を促進することが、事業の持続性向上に有効な手段とされており、国土交通省は全国の自治体に導入検討を促しています。

※令和9年度から、水の官民連携（ウォーターPPP）の導入が污水管の改築に関する交付金要件となります。

- 水の官民連携（ウォーターPPP）は「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」および「コンセッション方式（レベル4）」の総称です。
- 「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」は、「更新支援型」と「更新実施型」があり、いずれも下記の4要件を満たす必要があります。

①長期契約（原則10年）

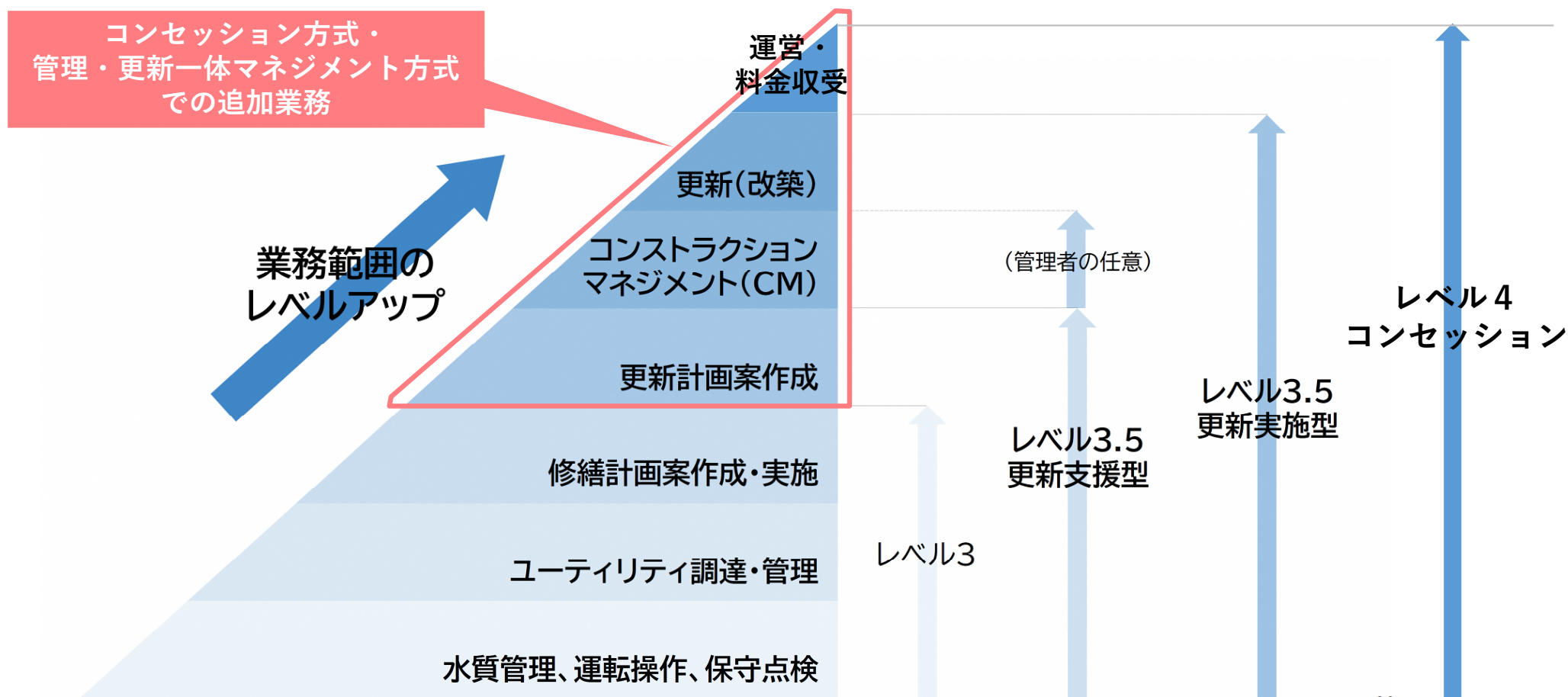
②性能発注

③維持管理と更新の一体マネジメント

④プロフィットシェア

≫ 巻末資料【参考】を参照

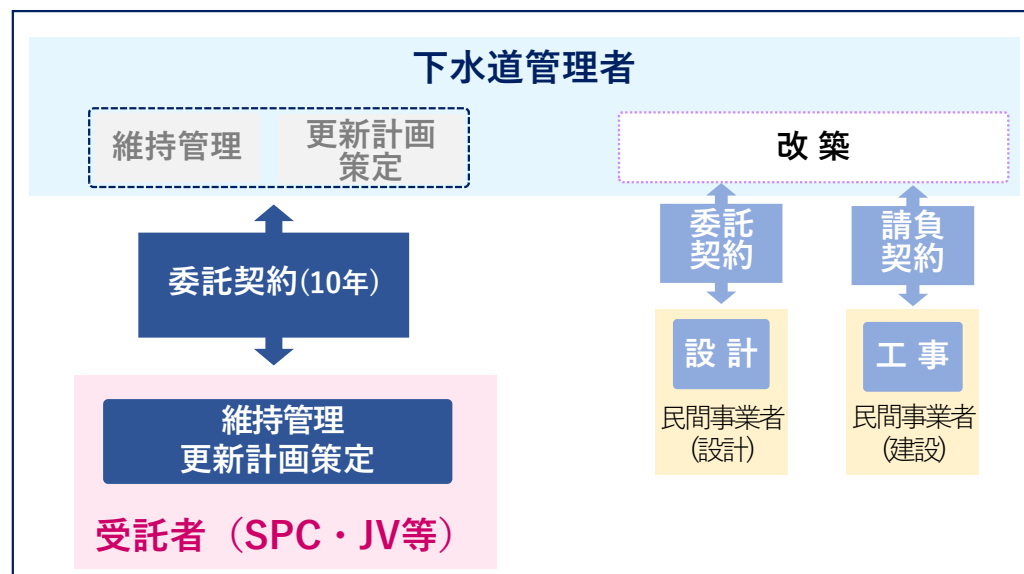
更新実施型と更新支援型の一般的なイメージ



※出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版を加筆修正

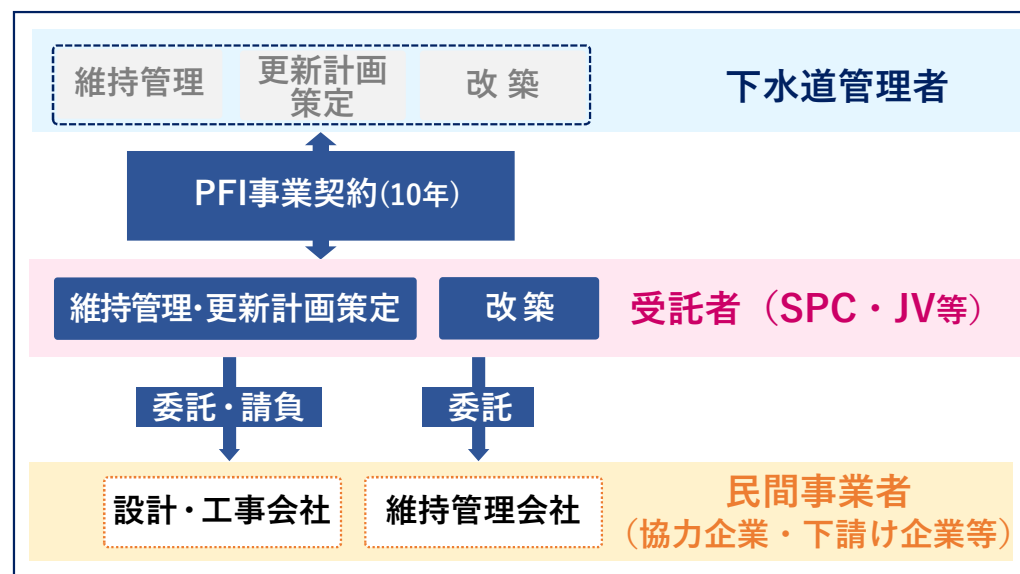
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の一般的なスキーム

更新支援型



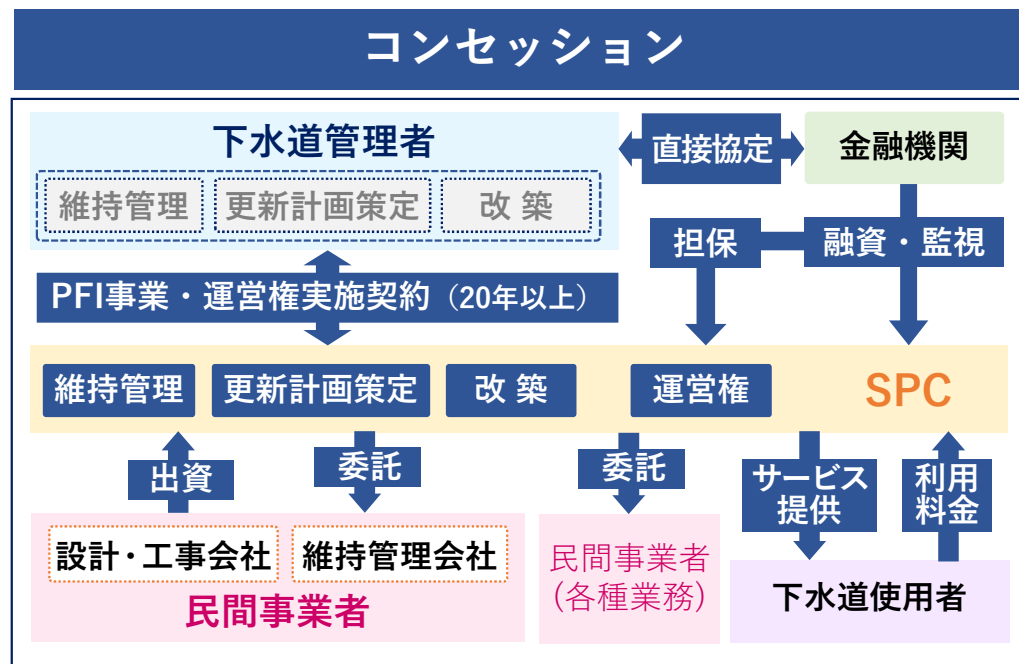
概要	維持管理と更新計画策定を一体的に受託者が実施する方式
主な対象業務	■ 維持管理 ■ 更新計画策定 【以下、任意】 ■ コンストラクションマネジメント（CM） ■ 設計
事業期間	10年間

更新実施型



概要	維持管理と更新計画策定に加え、更新（改築）工事含めて一体的に受託者が実施する方式
主な対象業務	■ 維持管理 ■ 更新計画策定 ■ 設計・改築
事業期間	10年間

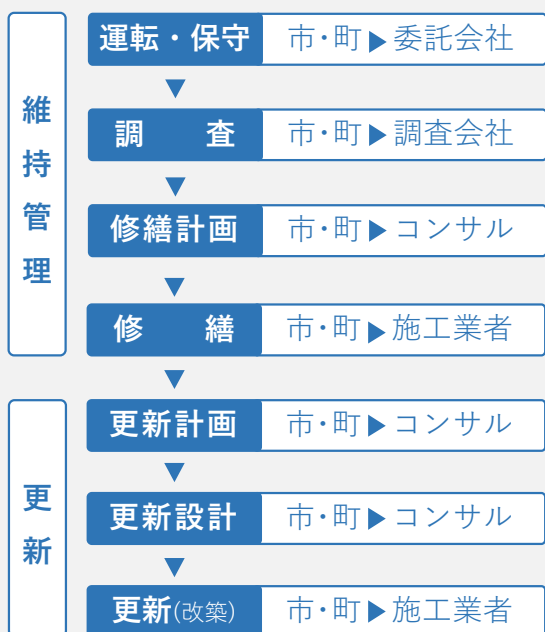
コンセッション方式（レベル4）の一般的なスキーム



概要	官側が施設を所有したまま公共施設等運営権を民側に設定し、利用料金を民側が直接収受して運営を行う方式
主な対象業務	■ 維持管理（包括的民間委託と同様） ■ 更新計画策定 ■ 設計・改築※（※含まないこともある） ■ 資金調達※（※含まないこともある） ■ 料金収受
事業期間	20 年間以上

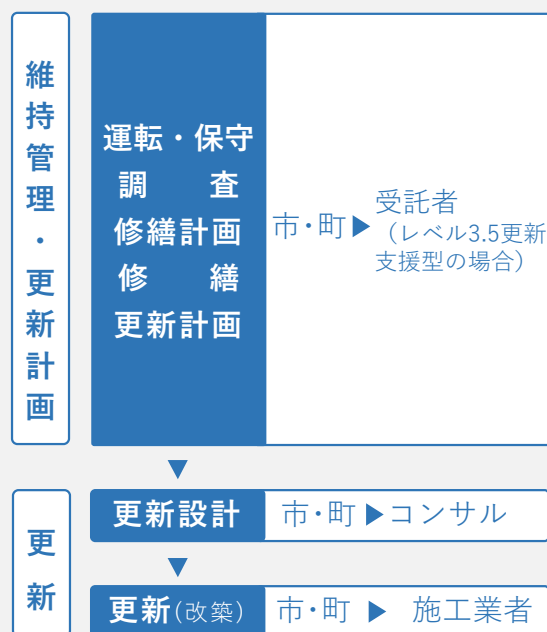
管理・更新一体マネジメント方式導入後の維持管理・更新

従来の維持管理・更新の流れ



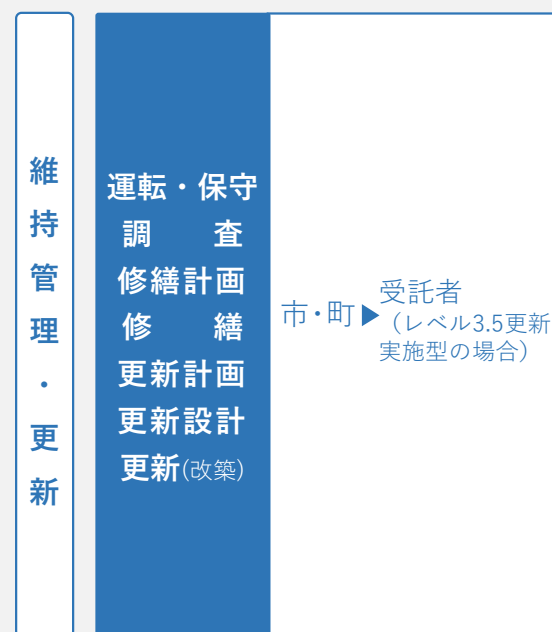
全体像を把握できるのは市・町のみであり、各事業者の情報共有や作業効率に課題がある。

導入後の維持管理・更新の流れ（更新支援型の例）



維持管理を実施する受託者が事業全体を把握することが可能である。
グループ内での情報共有が可能となり、維持管理の効率性・的確性が向上する。

導入後の維持管理・更新の流れ（更新実施型の例）



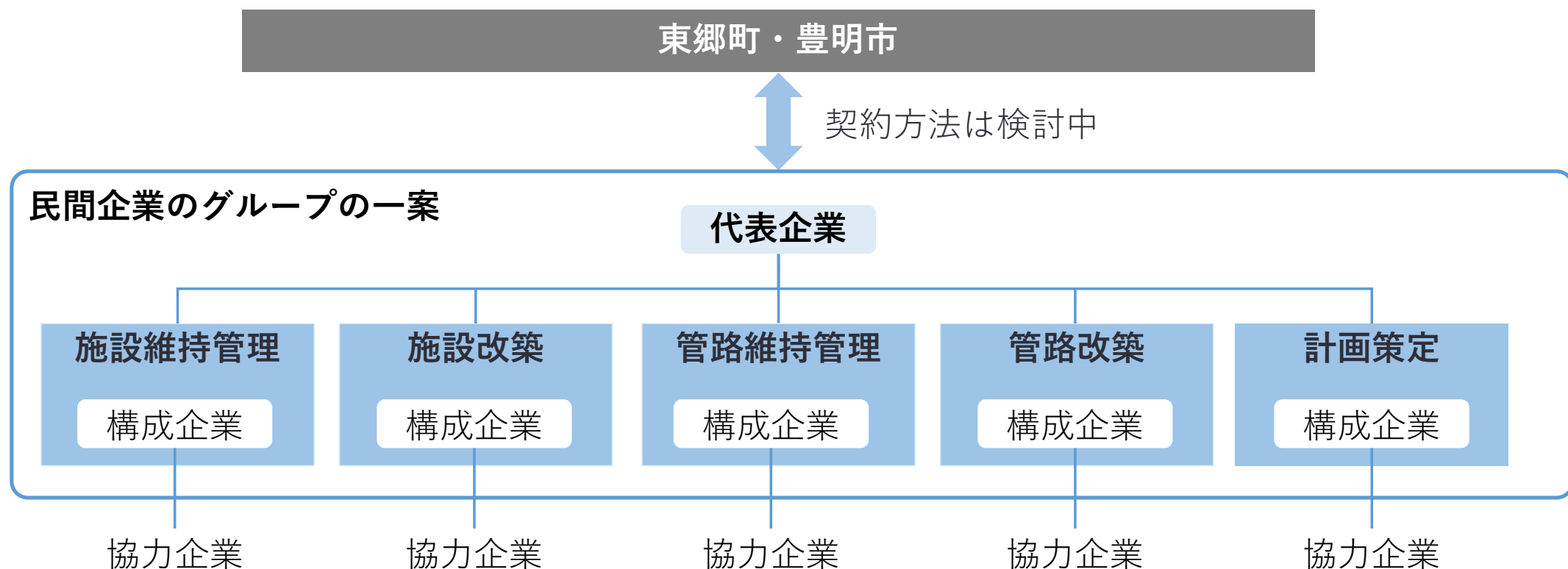
維持管理と更新を実施する受託者が事業全体を把握することが可能である。
グループ内での情報共有が可能となり、工事までの事業実施において効率性・的確性が向上する。

さらに運営・料金
収受を含むことで
コンセッション方式

- ・ 情報共有が円滑化し、事業効率性が向上することを期待します。

水の官民連携（ウォーターPPP）の受託者の形態

代表企業、各業務の構成企業、協力企業を含めたグループとして参画いただく場合が想定されます。



水の官民連携（ウォーターPPP）により期待される効果

東郷町・豊明市

- 複数業務の一括発注による事務負担の軽減
- 複数年契約による事務負担の軽減
- スケールメリットによる経費の削減
- 維持管理と更新の一体実施による事業最適化
- サービス水準向上

民間事業者

- 複数業務の一括発注による事務負担の軽減
- 複数年契約による事務負担の軽減
- スケールメリットによる利益の確保
- 長期契約による人材確保
- 創意工夫による効率化
- 事業者裁量による新技術の採用

さらに、広域連携とした場合の効果

- 民間事業者の参画の増加により、質の高い提案
- スケールメリットの拡大
- モニタリングの共同化
- 業務の標準化による一元的なマネジメント 等

- 事業規模の拡大により参画意欲の向上、創意工夫の余地が拡大
- 人材・資機材の共通化により効率化
- 入札公募や事務手続きの負担軽減 等

5. 検討している水の官民連携（ウォーターPPP）の事業内容

管路施設の事業内容（案）

主な業務内容		管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）		コンセッション方式 （レベル4）
		更新支援型	更新実施型	
計画的 維持管理業務	巡視・点検	●	●	●
	調査	●	●	●
	清掃	●	●	●
	修繕	●	●	●
緊急対応業務	住民対応	●	●	●
	清掃・修繕対応	●	●	●
更新計画策定業務		●	●	●
更新工事設計業務		▲	●	●
更新工事発注支援業務		▲	●	●
更新工事施工管理		▲	●	●
更新工事	管更生	—	●	●
	布設替え	—	●	●
	マンホール蓋取替	—	●	●
料金直接収受		—	—	●
運営管理		—	—	●

●：基本的に業務に含む、▲：業務に含むか検討を行う、—：基本的に業務に含まない

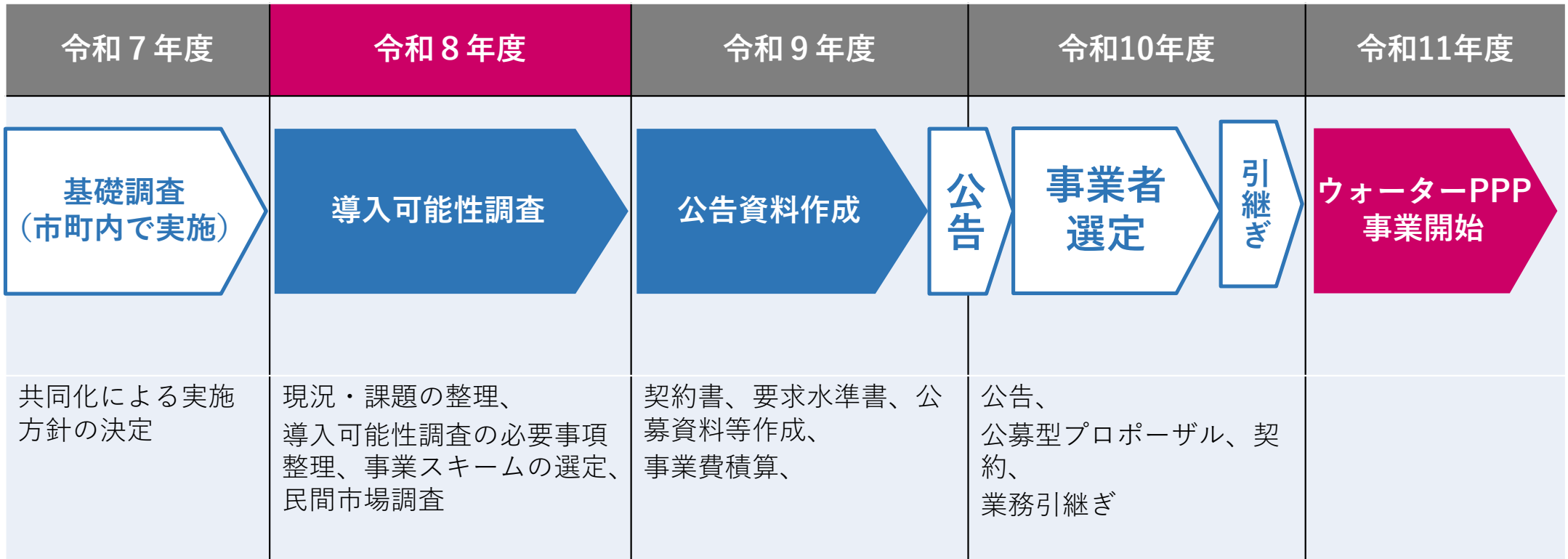
ポンプ施設・マンホールポンプの事業内容（案）

主な業務内容		管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）		コンセッション方式 （レベル4）
		更新支援型	更新実施型	
維持管理業務	保守点検	●	●	●
	運転監視	●	●	●
	清掃	●	●	●
	修繕	●	●	●
緊急対応業務		●	●	●
更新計画策定業務		●	●	●
更新工事設計業務		▲	●	●
更新工事発注支援業務		▲	●	●
更新工事施工管理		▲	●	●
更新工事		—	●	●
料金直接収受		—	—	●
運営管理		—	—	●

●：基本的に業務に含む、▲：業務に含むか検討を行う、—：基本的に業務に含まない

6. 事業開始までのスケジュール（予定）

事業開始までのスケジュール（予定）

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
 基礎調査 (市町内で実施)	導入可能性調査	公告資料作成	公告 事業者 選定 引継ぎ	ウォーターPPP 事業開始
共同化による実施 方針の決定	現況・課題の整理、 導入可能性調査の必要事項 整理、事業スキームの選定、 民間市場調査	契約書、要求水準書、公 募資料等作成、 事業費積算、	公告、 公募型プロポーザル、契 約、 業務引継ぎ	

令和8年6月30日(火)～7月14日(火) アンケート調査期間

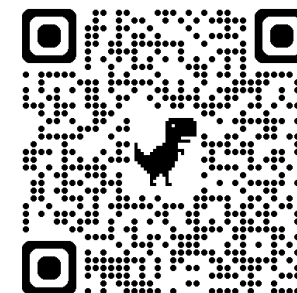
※令和8年9月頃に2回目の説明会の開催を予定しています。

7. アンケート調査へのご協力をお願い

アンケート調査へのご協力をお願い

- 東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）について、民間事業者様のご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたします。
- 6/30(火)東郷町・豊明市のホームページにて、アンケート調査フォームを掲載いたします。**

URL : <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfXjkBSYJrRig34uqA4vFmur9HtTLv89zKvr6mo-MZe9GNcQg/viewform?usp=header>



- 本日ご参加いただいた企業のみなさまには、メールにてご案内いたします。**
- ご協力いただける場合は、**7/14(火)まで**にご回答の送信をお願いいたします。
- WEB上の回答が困難な場合は、下記の事務局までお問合せください。

事務局：株式会社 N J S 担当：廣瀬 E-Mail：koya_hirose@njs.co.jp

アンケート調査項目

No.	調査項目
1	貴社の事業などに関する質問
2	東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の参入意向
3	東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の対象範囲・対象施設
4	東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の事業方式
5	水の官民連携（ウォーターPPP）の対応可能業務
6	管路施設の更新工事に関する意向
7	管路施設の性能発注に関する意向
8	プロフィットシェア
9	水の官民連携（ウォーターPPP）におけるリスク
10	S P C 設立に関する意向
11	その他（水の官民連携（ウォーターPPP）に関する課題・ご意見等について）
12	ヒアリング希望

設問 1 貴社の事業などに関する質問

No.	調査項目	内容	
1-1	貴社の主たる事業	貴社の主たる事業に該当するものをお答えください。	複数 選択可
1-2	PPP/PFI実績	官民連携事業（コンセッション方式、管理更新一体マネジメント方式、包括的民間委託、DB方式、DBO方式等）への参入実績について教えてください。	単一 選択
1-3	PPP/PFI実績（事業形態）	参入実績の事業形態について教えてください。	複数 選択可
1-4	下水道事業におけるPPP/PFI事業の参入時の体制	参入実績における貴社の参入体制について教えてください。	複数 選択可
1-5	事業概要	参入実績の事業概要について教えてください。 （自治体名や事業内容など）	自由 記述
1-6	水の官民連携（ウォーターPPP）の実績等	水の官民連携（ウォーターPPP）の実績や認識についてお聞きします。	単一 選択

※質問1-2で「参入実績なし」と回答した場合は、質問1-3、質問1-4、質問1-5に回答する必要はありません。

設問 2 東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の参入意向

No.	調査項目	内容	
2-1	参入意向	本市町が水の官民連携（ウォーターPPP）を導入する場合、参入意向について教えてください。	単一選択
2-2	参入体制	貴社が想定している参入体制について教えてください。	複数選択可
2-3	上記の回答理由	「参入または参入検討をしたいと思わない」理由を教えてください。	自由記述

※質問2-1で「参入または参入検討をしたいと思わない」と回答した場合は、質問2-2、質問3、質問4、質問5、質問6、質問7、質問8、質問9、質問10に回答する必要はありません。

※質問2-1で「参入または参入検討をしたいと思わない」以外と回答した場合は、質問2-3に回答する必要はありません。

設問 3 東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の対象範囲・対象施設

No.	調査項目	内容	
3-1	対象範囲	東郷町と豊明市の共同での導入を検討しております。望ましい対象範囲について、教えてください。	単一 選択
3-2	上記の回答理由	上記質問（3-1）の回答理由を教えてください。	自由 記述
3-3	対象施設	対象施設に関する意見を教えてください。	複数 選択可
3-4	上記の回答理由	上記質問（3-3）で回答していただいた理由を教えてください。	自由 記述

設問4 東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の事業方式

対象施設	検討内容	実施設計	発注支援	施工管理
管路施設	① 更新支援型	無し	無し	無し
	② 更新支援型	有り	無し	無し
	③ 更新支援型	無し	有り	無し
	④ 更新支援型	無し	無し	有り
	⑤ 更新支援型	有り	有り	無し
	⑥ 更新支援型	有り	無し	有り
	⑦ 更新支援型	無し	有り	有り
	⑧ 更新支援型	有り	有り	有り
	⑨ 更新実施型	—	—	—
	⑩ コンセッション方式	—	—	—

実施設計：改築更新における実施設計

発注支援：改築更新における工事発注支援

施工監理：改築更新における工事の施工監理

設問4 東郷町・豊明市における水の官民連携（ウォーターPPP）の事業方式

対象施設	検討内容	実施設計	発注支援	施工管理
汚水中継ポンプ場 ・ マンホールポンプ	⑪ 更新支援型	無し	無し	無し
	⑫ 更新支援型	有り	無し	無し
	⑬ 更新支援型	無し	有り	無し
	⑭ 更新支援型	無し	無し	有り
	⑮ 更新支援型	有り	有り	無し
	⑯ 更新支援型	有り	無し	有り
	⑰ 更新支援型	無し	有り	有り
	⑱ 更新支援型	有り	有り	有り
	⑲ 更新実施型	—	—	—
	⑳ コンセッション方式	—	—	—

実施設計：改築更新における実施設計

発注支援：改築更新における工事発注支援

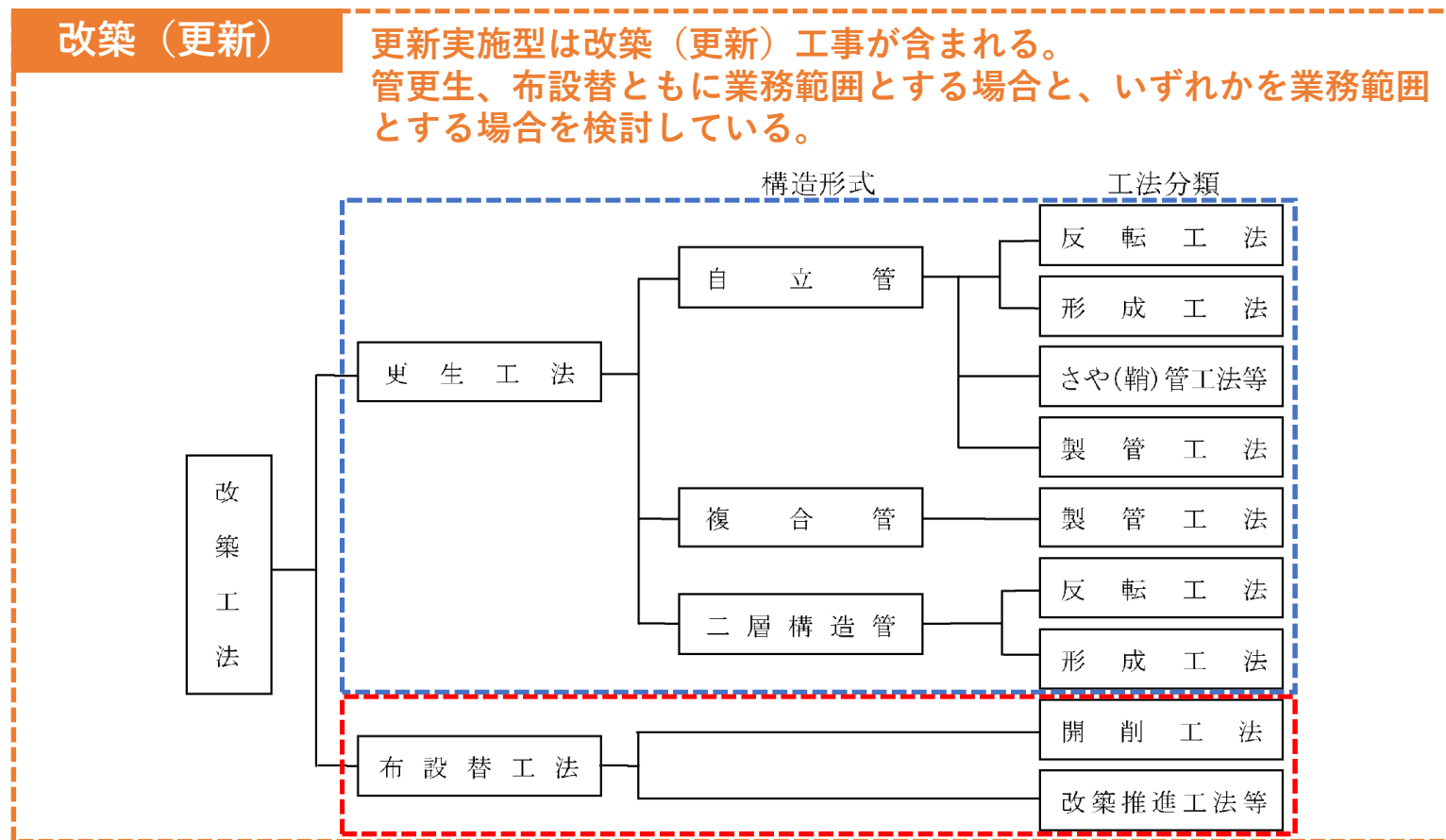
施工監理：改築更新における工事の施工監理

設問 5 水の官民連携（ウォーターPPP）の対応可能業務

No.	調査項目	内容	
5-1	対応可能業務【共通】	共通業務の一覧から自社で対応可能な業務を教えてください。	複数 選択可
5-2	対応可能業務【管路施設】	管路施設に関する業務の一覧から自社で対応可能な業務を教えてください。	複数 選択可
5-3	対応可能業務【汚水中継ポンプ場・マンホールポンプ】	汚水中継ポンプ場およびマンホールポンプに関する業務の一覧から自社で対応可能な業務を教えてください。	複数 選択可

設問 6 管路施設の更新工事に関する意向

今後、お考えが変わる可能性があると思いますが、現段階で最もふさわしいと考える業務範囲を選択してください。



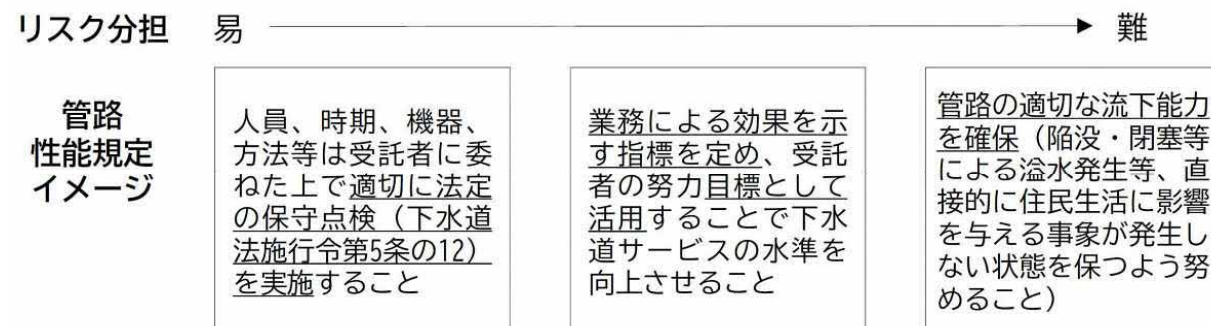
質問4-1で「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新実施型」以外、もしくは「コンセッション方式（レベル4）」以外と回答された場合、回答いただく必要はありません。

設問 7 管路施設の性能発注に関する意向

今後、お考えが変わる可能性があると思いますが、現段階でのお考えを記入してください。（任意）

管路施設の性能規定のイメージと指標設定の考え方

- ✓ 性能発注を原則とするが、管路は仕様発注から開始し、事業期間中に段階的に性能発注へ移行することも可能
- ✓ 管路の性能規定について、右図のイメージが示されている。
- ✓ 性能規定の指標設定の考え方について、右表の例が示されている。
- ✓ モニタリングや履行確認により指標の達成を確認し、未達の場合は罰則規定を設ける場合がある。



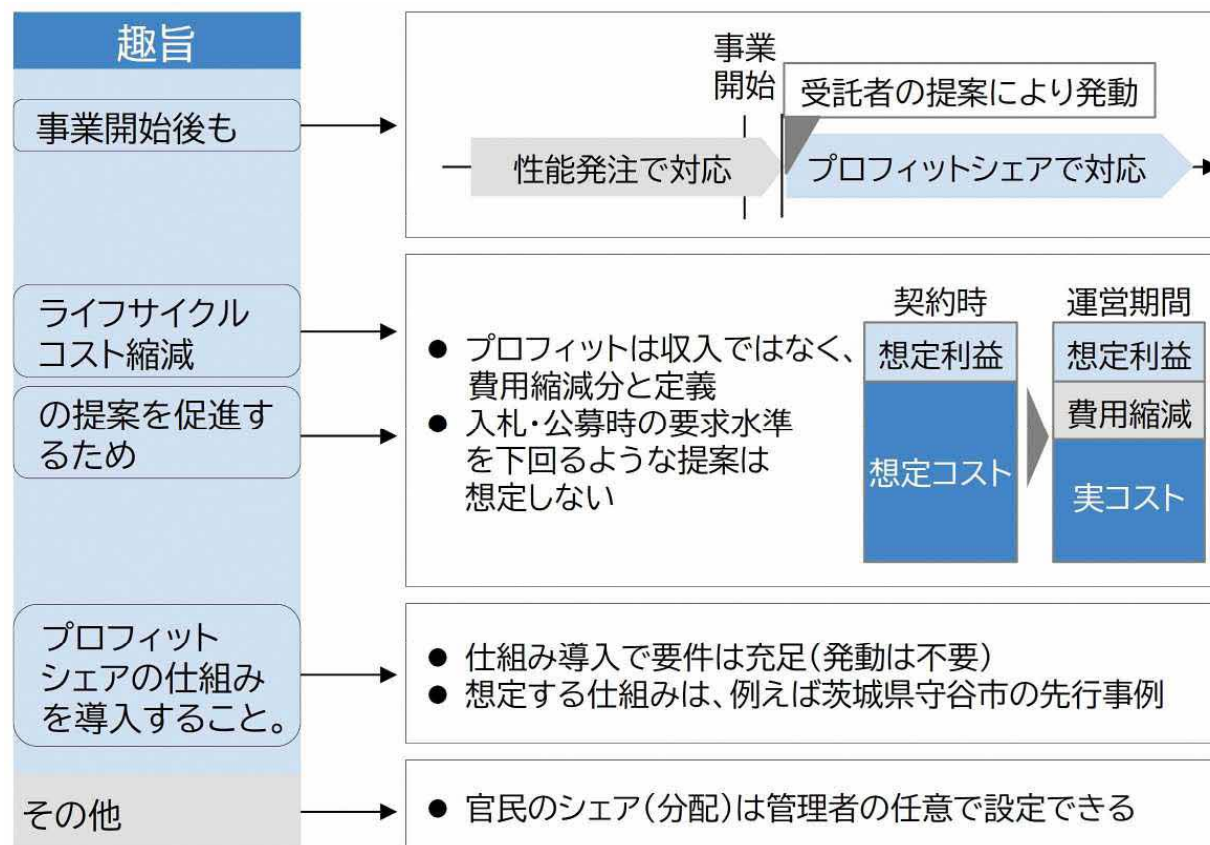
項目（一例）	指標設定の考え方
つまり箇所数（箇所/年）	● 発生箇所数の過去実績を参考
住民対応・緊急対応時間（時間、分）	● 通報→対応時間の過去実績を参考
状態把握率（％）	● 緊急度・健全度を把握した割合
台帳情報補正率（％）	● 台帳情報を補正・更新した割合

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

設問8 プロフィットシェア

今後、お考えが変わる可能性があると思いますが、現段階でのお考えを記入してください。（任意）

- ✓ プロフィットシェアは、事業開始後に受託者がコスト削減の提案を行い、コスト削減を実行した場合に、縮減分を官民でシェアする仕組み
- ✓ プロフィットシェアに関する手続きや官民のシェアの割合等を契約時に規定する。
- ✓ 官民のシェア割合について貴社の考えに近いものを選択してください。



出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

設問9 水の官民連携（ウォーターPPP）におけるリスク

今後、お考えが変わる可能性があると思いますが、現段階でのお考えを記入してください。（任意）

- ✓ 官民連携事業におけるリスク（事業を妨げる不確実な要因）は様々な事象が想定され、委託者・受託者のいずれがリスクを負担するのかを契約で明確に規定します。
- ✓ リスクの種類は、天災等の不可抗力、法令等変更、物価変動、計画・設計・仕様変更、水量の変動、施設瑕疵など
- ✓ リスク分担の基本的な考え方は、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが原則
- ✓ 想定外のリスクが発生した場合は、官民対話により解決することが原則であり、対話が整わない場合に備えて、紛争調整会議や中立的な第三者の関与を規定することも考えられる。

リスク分担の事例

リスクの種類	リスクの内容	負担者		リスク分担の考え方
		管理者	受託者	
不可抗力	天災(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常天然現象)、人為的事象(戦争、テロ、暴動等)、その他(放射能汚染、放火、疫病、第三者の悪意及び過失など)等、通常の予見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側(国費負担)で負担する。
			○	管理者が予め指定する保険により対応可能な範囲は受託者が負担する。
			○	国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、受託者が経営努力により事業維持を目指す。
		○		経営努力を行っても、なおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

設問10 SPCに関する意向

特別目的会社SPC (Special Purpose Company)	ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。 PFI では、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたる ことが多い。なお、会社法上の株式会社であることが多い。
共同企業体 J V (Joint Venture)	複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことをいう

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型	地方公共団体 (管理者) 受託者	地方公共団体 (管理者) JV 維持管理 担当 工事関係 担当	地方公共団体 (管理者) 受託者 出資 維持管理 工事関係
効果・ メリット	—	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版

設問11 水の官民連携（ウォーターPPP）に関する課題・ご意見等

今後、お考えが変わる可能性があると思いますが、現段階でのお考えを記入してください。（任意）

No.	調査項目	内容	
11-1	サービス水準の維持・向上	本市町の水の官民連携（ウォーターPPP）に関するご要望や配慮を望む事項があれば、理由とあわせて教えてください。（事業への反映をお約束するものではありません）	自由記述
11-2	自由意見	その他、本市町の水の官民連携（ウォーターPPP）全般に関するご意見がありましたら教えてください。	自由記述

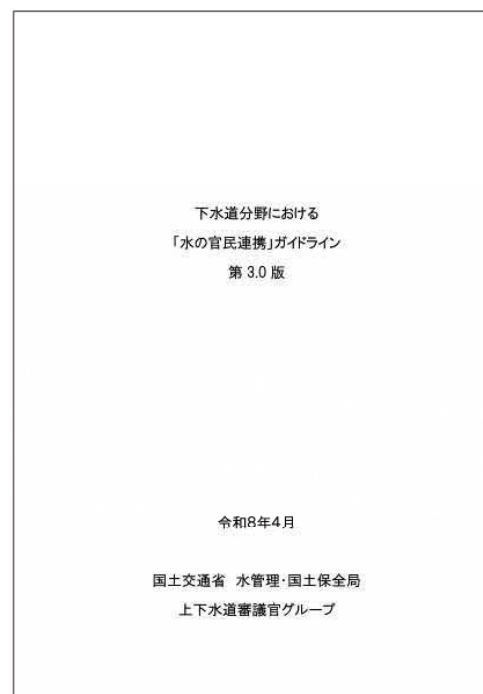
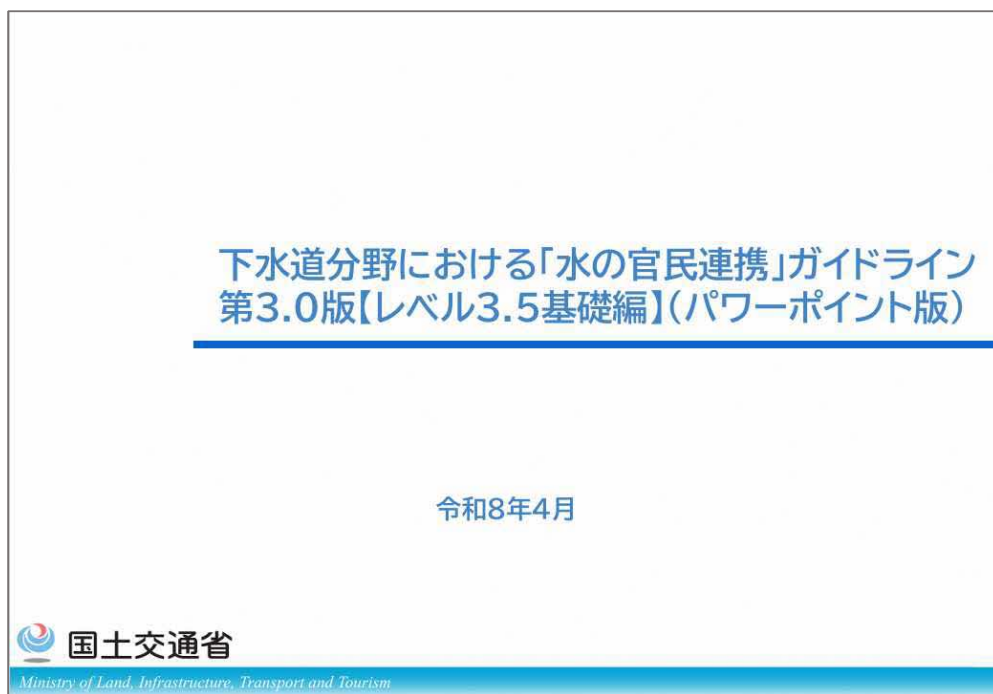
ご清聴ありがとうございました

【参考】水の官民連携ガイドライン

□ 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版（国土交通省）

水の官民連携（ウォーターPPP）に関する詳しい内容は、最新のガイドラインをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001027.html



【参考】 管理・更新一体マネジメント方式の4要件

□ 長期契約（原則10年）

企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、これまでの民間委託で一般的な3～5年よりも長い10年間を原則とする。

□ 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。発注者が詳細な仕様を決める仕様発注よりも、性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

※出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【資料集】

【参考】管理・更新一体マネジメント方式の4要件

□ 維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に実施していくことで効率的・効果的な維持管理と更新を期待できる。民間事業者
に更新計画を作成する「更新支援型」または更新（改築）の発注業務の委託まで含む「更新実施型」を地方
公共団体が選択する。

□ プロフィットシェア

民間による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配
（シェア）する仕組みのこと。プロフィットシェアの導入により、事業開始後も民間事業者からのライフサ
イクルコスト縮減の提案を促進する。

※出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【資料集】